

倫理規程改正（案）新旧対比表

平成 28 年 月 日

現 行 規 程	改 正 案	備 考
倫 理 規 程 理事会は、定款第 6 条第 2 項の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の倫理規程を次のように定める。 前 文 不動産鑑定評価制度は、不動産鑑定士による合理的な価格情報の不動産市場への提供を通じて、不動産の適正な価格形成に資するように整備されたものであり、不動産市場を支える基盤として重要な社会的役割を担うものである。このような社会的役割を具体的に果たしていくためには、不動産鑑定士個人の自己研鑽とともに、共通の価値観に支えられた不動産鑑定士相互あるいは関係者との信頼関係の構築が必要不可欠と認識する。 本会は、不動産鑑定評価制度のいっそうの発展に貢献するため、当該制度の中心的役割を担う会員に対し、社会より求められる専門性にふさわしい共通の行動規範としてこの倫理規程を制定する。 第1章 総 則 （職務に対する基本姿勢） 第 1 条 会員は、不動産鑑定評価業務の職務を遂行するにあたっては、不動産鑑定五訓のほか、定款第 6 条各号及び本規程に定める事項を遵守しなければならない。 （法令・規則等遵守の徹底） 第 2 条 会員は、法令、本会の定款、規則、規程及び総会の議決事項（以下、「法令等」という。）を遵守しなければならない。	倫 理 規 程 理事会は、定款第 6 条第 2 項の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の倫理規程を次のように定める。 前 文 不動産鑑定評価制度は、不動産鑑定士による合理的な価格情報の不動産市場への提供を通じて、不動産の適正な価格形成に資するように整備されたものであり、不動産市場を支える基盤として重要な社会的役割を担うものである。このような社会的役割を具体的に果たしていくためには、不動産鑑定士個人の自己研鑽とともに、共通の価値観に支えられた不動産鑑定士相互あるいは関係者との信頼関係の構築が必要不可欠と認識する。 本会は、不動産鑑定評価制度のいっそうの発展に貢献するため、当該制度の中心的役割を担う会員に対し、社会より求められる専門性にふさわしい共通の行動規範としてこの倫理規程を制定する。 第1章 総 則 （職務に対する基本姿勢） 第 1 条 会員は、不動産鑑定評価業務の職務を遂行するにあたっては、不動産鑑定五訓のほか、定款第 6 条各号及び本規程に定める事項を遵守しなければならない。 （法令・規則等遵守の徹底） 第 2 条 会員は、法令、本会の定款、規則、規程及び総会の議決事項（以下、「法令等」という。）を遵守しなければならない。	

2 会員は、法令等が十分遵守されるような態勢の構築に努めなければならない。 (信頼性の保持) 第3条 会員は、依頼者との信頼性を保持し、紛議が生じないように努めなければならない。 2 会員は、公序良俗に反する事業その他品位を損なう事業を営み、若しくはこれに加わり、またはこれらの事業に自己の名義を利用させてはならない。 3 会員は、依頼者との間で取り交わす委任契約の趣旨を尊重し、職務を行うよう努めなければならない。 (不当行為の排除) 第4条 会員は、その業務の受託に際し、不当な懇請または宣伝・広告・勧誘などの行為だけでなく、他者に誤解を生じさせるような行動を避けるようにしなければならない。 (能力を超える引受け等の禁止) 第5条 会員は、自己の能力に関して冷静に評価を行い、その能力の限界を超えていると判断される業務を引受けてはならず、単独での業務遂行に懸念がある場合には、他の不動産鑑定業者（不動産鑑定士）または他の専門職業家との業務提携を図るなどの対策をとるようにしなければならない。 (透明性の確保と情報開示) 第6条 会員は、業務を受託するに当たっては、その相手方に対し自己の業務処理能力・態勢等を正しく伝えるとともに、根拠を示しつつ正当な報酬についての説明を行う等、積極的な情報開示により、不要なトラブルの予防に努めなければならない。 (秘密の保持、プライバシーの尊重) 第7条 会員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び他者のプライバシー並びに個人情報を他に漏らしてはならない。会員でなくなった場合においても同様とする。	2 会員は、法令等が十分遵守されるような態勢の構築に努めなければならない。 (信頼性の保持) 第3条 会員は、依頼者との信頼性を保持し、紛議が生じないように努めなければならない。 2 会員は、公序良俗に反する事業その他品位を損なう事業を営み、若しくはこれに加わり、またはこれらの事業に自己の名義を利用させてはならない。 3 会員は、依頼者との間で取り交わす委任契約の趣旨を尊重し、職務を行うよう努めなければならない。 (不当行為の排除) 第4条 会員は、その業務の受託に際し、不当な懇請または宣伝・広告・勧誘などの行為だけでなく、他者に誤解を生じさせるような行動を避けるようにしなければならない。 (能力を超える引受け等の禁止) 第5条 会員は、自己の能力に関して冷静に評価を行い、その能力の限界を超えていると判断される業務を引受けてはならず、単独での業務遂行に懸念がある場合には、他の不動産鑑定業者（不動産鑑定士）または他の専門職業家との業務提携を図るなどの対策をとるようにしなければならない。 (透明性の確保と情報開示) 第6条 会員は、業務を受託するに当たっては、その相手方に対し自己の業務処理能力・態勢等を正しく伝えるとともに、根拠を示しつつ正当な報酬についての説明を行う等、積極的な情報開示により、不要なトラブルの予防に努めなければならない。 (秘密の保持、プライバシーの尊重) 第7条 会員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び他者のプライバシー並びに個人情報を他に漏らしてはならない。会員でなくなった場合においても同様とする。	
第2章 価格等調査業務 (鑑定評価基準、ガイドライン、指針及び留意事項の遵守) 第8条 会員は、価格等調査（経済価値を判定しない場合を除く）	第2章 価格等調査業務 (鑑定評価基準、ガイドライン、指針及び留意事項の遵守) 第8条 会員は、価格等調査（経済価値を判定しない場合を除く）	

以下同じ。)を行うにあたって、別表に掲げた事項を遵守しなければならない。 2 会員は、価格等調査を行うに当たって、前項のほか、「指針の制定改廃に関する規程」第4条及び第6条の規定に基づき、本会が定める指針を遵守しなければならない。 (鑑定評価の独立性・中立性の確保と客観性及び良心性の保持) 第9条 会員は、価格等調査を行うに当たっては、独立性・中立性を確保し、前条に従い、事実に基づき客観的かつ良心的でなければならない。 第3章 不動産鑑定業者の規律 (不動産鑑定業者の品位保持) 第10条 会員は、不動産鑑定業を営むに当たっては、営利を求めることにとらわれて品位を損なう行為をしてはならない。 (不動産鑑定士の設置義務) 第11条 会員は、不動産鑑定業を営むに当たっては、不動産鑑定士である鑑定業者自らが実地に価格等調査を行う事務所を除き、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士をおかなければならない。 (専任の不動産鑑定士) 第12条 専任不動産鑑定士とは、継続的にその事務所において専ら不動産の価格等調査を行う不動産鑑定士であり、業務提携の場合を除き、2以上の事務所の鑑定評価の業務に従事してはならない。 2 会員は、不動産鑑定業を営むに当たっては、専任の不動産鑑定士を置かず、単に有資格者の名義を借りて不動産鑑定業を行ってはならず、または自ら実地に価格等調査を行うことなく、名義だけ貸してはならない。 (成果報告書等) 第13条 不動産鑑定業者は、不動産の価格等調査の依頼者に、鑑定評価額その他国土交通省令で定める事項を記載した成果報告書を交付しなければならない。 2 不動産鑑定業者は、成果報告書の写しその他の書類を5年間保存	以下同じ。)を行うにあたって、別表に掲げた事項を遵守しなければならない。 2 会員は、価格等調査を行うに当たって、前項のほか、「指針の制定改廃に関する規程」第4条及び第6条の規定に基づき、本会が定める指針を遵守しなければならない。 3 会員は、価格等調査業務に関し国の行政指導を受けた場合には、その旨をすみやかに連合会に報告するものとする。 (鑑定評価の独立性・中立性の確保と客観性及び良心性の保持) 第9条 会員は、価格等調査を行うに当たっては、独立性・中立性を確保し、前条に従い、事実に基づき客観的かつ良心的でなければならない。 第3章 不動産鑑定業者の規律 (不動産鑑定業者の品位保持) 第10条 会員は、不動産鑑定業を営むに当たっては、営利を求めることにとらわれて品位を損なう行為をしてはならない。 (不動産鑑定士の設置義務) 第11条 会員は、不動産鑑定業を営むに当たっては、不動産鑑定士である鑑定業者自らが実地に価格等調査を行う事務所を除き、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士をおかなければならない。 (専任の不動産鑑定士) 第12条 専任不動産鑑定士とは、継続的にその事務所において専ら不動産の価格等調査を行う不動産鑑定士であり、業務提携の場合を除き、2以上の事務所の鑑定評価の業務に従事してはならない。 2 会員は、不動産鑑定業を営むに当たっては、専任の不動産鑑定士を置かず、単に有資格者の名義を借りて不動産鑑定業を行ってはならず、または自ら実地に価格等調査を行うことなく、名義だけ貸してはならない。 (成果報告書等) 第13条 不動産鑑定業者は、不動産の価格等調査の依頼者に、鑑定評価額その他国土交通省令で定める事項を記載した成果報告書を交付しなければならない。 2 不動産鑑定業者は、成果報告書の写しその他の書類を5年間保存	平成27年12月22日改正 「懲戒規程」第43条(報告及び検査)に連動させるため、3項を新設。 〔改正「懲戒規程」抜粋〕 (報告及び検査) 第43条 会長は、不動産鑑定業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、会員である不動産鑑定業者について、その業務に関し必要な報告を求め、又は鑑定評価監視委員会にその業務に係るある事務所に立ち入らせ、その業務に係るある帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。 2 会長は、緊急かつ重点的に不動産鑑定業の適正な運営の確保を図る必要がある場合、前項の規定による検査に関する権限を検査目的に係る他の委員会に委任することができる。 3 前二項の規定により検査
--	--	--

しなければならない。なお、法令等に基づき電磁的記録により保存する場合の保存期間も同様とする。 (法令遵守の徹底) 第 14 条 不動産鑑定業者は、当該業者に所属する不動産鑑定士、業務補助者、その他事務職員等が、当該業者の業務に関して知り得た秘密を漏らし、もしくは利用することのないよう、また、当該業務に関し違法若しくは不当な行為を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。 (報 酬) 第 15 条 不動産鑑定業者は、業務を引き受けるに際し、業務の難易度・要する時間及び労力その他の事項に照らして、適正な報酬を依頼者に対して提示できるよう態勢の構築につとめなければならない。 第 4 章 本会との関係における規律 (本会の取組みへの協力) 第 16 条 会員は、本会の設立趣旨に鑑み、その目的達成に向けて円滑な本会活動を確保するため、本会の行う諸事業に対しては積極的に協力しなければならない。 (本会に対する不正行為等の禁止) 第 17 条 会員は、直接であるか間接であるかを問わず、また、いかなる方法によっても、他の会員及び本会の信用を傷つけるような行為をしてはならない。	しなければならない。なお、法令等に基づき電磁的記録により保存する場合の保存期間も同様とする。 (法令遵守の徹底) 第 14 条 不動産鑑定業者は、当該業者に所属する不動産鑑定士、業務補助者、その他事務職員等が、当該業者の業務に関して知り得た秘密を漏らし、もしくは利用することのないよう、また、当該業務に関し違法若しくは不当な行為を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。 (報 酬) 第 15 条 不動産鑑定業者は、業務を引き受けるに際し、業務の難易度・要する時間及び労力その他の事項に照らして、適正な報酬を依頼者に対して提示できるよう態勢の構築につとめなければならない。 第 4 章 本会との関係における規律 (本会の取組みへの協力) 第 16 条 会員は、本会の設立趣旨に鑑み、その目的達成に向けて円滑な本会活動を確保するため、本会の行う諸事業に対しては積極的に協力しなければならない。 (反社会的勢力の排除及び不正行為の禁止) 第 17 条 会員は、<u>本会会員である限り、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）並びに以下の各号のいずれにも該当してはならない。</u> (1) <u>反社会的勢力が業者会員の経営を支配していると認められる関係を有すること</u> (2) <u>反社会的勢力が業者会員の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> (3) <u>会員若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的</u>	を実施する委員会は、検査を行ったとき、その結果について会長に報告するものとする。 倫理規程第 17 条に他団体の規定等をモデル例として「反社会的勢力の排除」を挿入。従前の「不正行為の禁止条項」は同条第 2 項に移し、抽象的な表現を具体化。
--	--	---

(規律を乱す行動への対応) 第 18 条 会員は、本会の規律を乱すような行動をとる会員があるときは、全体の倫理向上のために助言その他適切な手段を講じるよう努めなければならない。 (職務等の濫用禁止) 第 19 条 会員は、その業務活動に関して公示する文書等に関しては、本会の役職名あるいは公職名などを表示して他者を混乱させるようなことをしてはならない。 (本会会員である旨の表示) 第 20 条 会員は、その業務において発行する成果報告書等については、本会の会員である旨を記載するようにしなければならない。 2 会員は、その業務を行う事務所については、本会の会員である旨の標識等を表示するようにしなければならない。なお、標識等の制式については別紙様式による。 3 会員は、本会会員である証として会員章を認識し、常に着用するよう努めなければならない。なお、会員章の制式については別紙様式による。 第 5 章 他の専門職業家との協同・連携の際の規律 (責任の所在) 第 21 条 会員は、依頼を受けた価格等調査業務の処理に関して、他	<u>勢力を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>(4) 反社会的勢力に対して反社会的勢力と知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>(5) 業者会員の役員又は業者会員の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>2 会員は、直接であるか間接であるかを問わず、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力その他いかなる方法によっても、本会及び他の会員の信用を毀損し又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ってはならない。</u> (規律を乱す行動への対応) 第 18 条 会員は、本会の規律を乱すような行動をとる会員があるときは、全体の倫理向上のために助言その他適切な手段を講じるよう努めなければならない。 (職務等の濫用禁止) 第 19 条 会員は、その業務活動に関して公示する文書等に関しては、本会の役職名あるいは公職名などを表示して他者を混乱させるようなことをしてはならない。 (本会会員である旨の表示) 第 20 条 会員は、その業務において発行する成果報告書等については、本会の会員である旨を記載するようにしなければならない。 2 会員は、その業務を行う事務所については、本会の会員である旨の標識等を表示するようにしなければならない。なお、標識等の制式については別紙様式による。 3 会員は、本会会員である証として会員章を認識し、常に着用するよう努めなければならない。なお、会員章の制式については別紙様式による。 第 5 章 他の専門職業家との協同・連携の際の規律 (責任の所在) 第 21 条 会員は、依頼を受けた価格等調査業務の処理に関して、他	
---	--	--

の専門職業家の助言等を求める場合には、依頼者その他関係者に対する責任は全て会員自身が負わなければならない。 2 会員は、依頼を受けた価格等調査業務以外の隣接・周辺業務について、他の専門職業家と業務提携して業務処理を行う場合にも、依頼者その他関係者に対する直接の責任はその依頼を受けた会員自身が負わなければならない。 (相手方への敬意) 第 22 条 会員は、助言等を求め、または業務提携する他の専門職業家に対しては、その専門性に敬意を払い、よりよい協力関係を築くように努めなければならない。 (利益相反の排除) 第 23 条 会員は、依頼者と縁故または特別の利害関係を有する他の専門職業家に助言等を求め、または業務提携して業務処理を行ってはならない。 2 会員は、他の専門職業家と業務提携して業務処理を行う際、その途中で依頼者との縁故または特別の利害関係が判明した場合、若しくは特別の利害関係が生じた場合には、速やかにその業務から離脱しなければならない。 (秘密の保持) 第 24 条 会員は、他の専門職業家に助言等を求め、または業務提携して業務処理を行う場合にも、正当な理由がなく、知り得た秘密をこれらの者に貰らし、利用させてはならない。 (情報の提供と共有) 第 25 条 会員は、助言等を求め、または業務提携して業務処理を行他の専門職業家に対しては、秘密であるものを除き、情報の提供と共有を心がけ業務の円滑化に努めなければならない。 (他の専門職業家との紛議) 第 26 条 会員は、助言等を求め、または業務提携して業務処理を行う他の専門職業家との間に生じた紛議については、可能なかぎり当事者間の協議によって円満な解決に導くよう努めなければならない。 附 則 1 この規程は、平成 24 年 5 月 22 日からこれを施行する。	の専門職業家の助言等を求める場合には、依頼者その他関係者に対する責任は全て会員自身が負わなければならない。 2 会員は、依頼を受けた価格等調査業務以外の隣接・周辺業務について、他の専門職業家と業務提携して業務処理を行う場合にも、依頼者その他関係者に対する直接の責任はその依頼を受けた会員自身が負わなければならない。 (相手方への敬意) 第 22 条 会員は、助言等を求め、または業務提携する他の専門職業家に対しては、その専門性に敬意を払い、よりよい協力関係を築くように努めなければならない。 (利益相反の排除) 第 23 条 会員は、依頼者と縁故または特別の利害関係を有する他の専門職業家に助言等を求め、または業務提携して業務処理を行ってはならない。 2 会員は、他の専門職業家と業務提携して業務処理を行う際、その途中で依頼者との縁故または特別の利害関係が判明した場合、若しくは特別の利害関係が生じた場合には、速やかにその業務から離脱しなければならない。 (秘密の保持) 第 24 条 会員は、他の専門職業家に助言等を求め、または業務提携して業務処理を行う場合にも、正当な理由がなく、知り得た秘密をこれらの者に貰らし、利用させてはならない。 (情報の提供と共有) 第 25 条 会員は、助言等を求め、または業務提携して業務処理を行他の専門職業家に対しては、秘密であるものを除き、情報の提供と共有を心がけ業務の円滑化に努めなければならない。 (他の専門職業家との紛議) 第 26 条 会員は、助言等を求め、または業務提携して業務処理を行う他の専門職業家との間に生じた紛議については、可能なかぎり当事者間の協議によって円満な解決に導くよう努めなければならない。 附 則 1 この規程は、平成 24 年 5 月 22 日からこれを施行する。	
--	--	--

2 「本会の現行規程の新法人移行後の取扱いに関する決議」(平成 24 年 1 月 17 日理事会決議)に基づき連合会の規程等と看做していた旧法人時に制定した「倫理規程」については、新規程の制定と同時に廃止する。 3 この規程の施行に拘わらず、すでに懲戒規程に基づき請求が受理されている懲戒案件については、従前の倫理規程を適用する。 附 則 (平成 26 年 3 月 18 日一部改正) この改正は、平成 26 年 3 月 18 日からこれを施行する。 附 則 (平成 27 年 3 月 17 日一部改正) この改正は、平成 27 年 3 月 17 日からこれを施行する。 別表 (第 8 条第 1 項関係) <table border="1"> <tr><td>1</td><td>不動産鑑定評価基準</td></tr> <tr><td>2</td><td>不動産鑑定評価基準運用上の留意事項</td></tr> <tr><td>3</td><td>不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン</td></tr> <tr><td>4</td><td>不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項</td></tr> <tr><td>5</td><td>海外投資不動産鑑定評価ガイドライン</td></tr> <tr><td>6</td><td>証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点</td></tr> <tr><td>7</td><td>財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方</td></tr> <tr><td>8</td><td>不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 38 年法律第 152 号)</td></tr> <tr><td>9</td><td>その他関係する各種法律</td></tr> </table>	1	不動産鑑定評価基準	2	不動産鑑定評価基準運用上の留意事項	3	不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン	4	不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項	5	海外投資不動産鑑定評価ガイドライン	6	証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点	7	財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方	8	不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 38 年法律第 152 号)	9	その他関係する各種法律	2 「本会の現行規程の新法人移行後の取扱いに関する決議」(平成 24 年 1 月 17 日理事会決議)に基づき連合会の規程等と看做していた旧法人時に制定した「倫理規程」については、新規程の制定と同時に廃止する。 3 この規程の施行に拘わらず、すでに懲戒規程に基づき請求が受理されている懲戒案件については、従前の倫理規程を適用する。 附 則 (平成 26 年 3 月 18 日一部改正) この改正は、平成 26 年 3 月 18 日からこれを施行する。 附 則 (平成 27 年 3 月 17 日一部改正) この改正は、平成 27 年 3 月 17 日からこれを施行する。 附 則 (平成 28 年 月 日一部改正) この改正は、平成 28 年 月 日からこれを施行する。 別表 (第 8 条第 1 項関係) <table border="1"> <tr><td>1</td><td>不動産鑑定評価基準</td></tr> <tr><td>2</td><td>不動産鑑定評価基準運用上の留意事項</td></tr> <tr><td>3</td><td>不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン</td></tr> <tr><td>4</td><td>不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項</td></tr> <tr><td>5</td><td>海外投資不動産鑑定評価ガイドライン</td></tr> <tr><td>6</td><td>証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点</td></tr> <tr><td>7</td><td>財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方</td></tr> <tr><td>8</td><td>不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 38 年法律第 152 号)</td></tr> <tr><td>9</td><td>その他関係する各種法律</td></tr> </table>	1	不動産鑑定評価基準	2	不動産鑑定評価基準運用上の留意事項	3	不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン	4	不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項	5	海外投資不動産鑑定評価ガイドライン	6	証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点	7	財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方	8	不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 38 年法律第 152 号)	9	その他関係する各種法律
1	不動産鑑定評価基準																																				
2	不動産鑑定評価基準運用上の留意事項																																				
3	不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン																																				
4	不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項																																				
5	海外投資不動産鑑定評価ガイドライン																																				
6	証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点																																				
7	財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方																																				
8	不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 38 年法律第 152 号)																																				
9	その他関係する各種法律																																				
1	不動産鑑定評価基準																																				
2	不動産鑑定評価基準運用上の留意事項																																				
3	不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン																																				
4	不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項																																				
5	海外投資不動産鑑定評価ガイドライン																																				
6	証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点																																				
7	財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方																																				
8	不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 38 年法律第 152 号)																																				
9	その他関係する各種法律																																				